

1 復興に向けての基本理念

本市は、被災した市民が当たり前の生活を取り戻すとともに、災害に強い幸せで魅力的な都市として復活・再生できるように、また、市民がイキイキと働き、わくわくと暮らすことができるとともに、元気と賑わいを取り戻して、観光客が訪れてみたいと思えるような交流都市を目指して、「住まいと暮らしの再建」、「災害に強い安全・安心なまちづくり」、「産業・経済の復興」、「今後の防災・減災に向けた取組」の4つの方針を基に復興に取り組めます。

また、復興に当たっては、今回の豪雨災害を次世代への教訓とし、継承することで防災意識の維持・向上に努めていきます。

2 復興計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

「呉市復興計画」は、平成30年7月豪雨災害からの復旧、復興の実現に向けた基本的な考え方を示すとともに、今後取り組むべき施策を体系的に定め、着実に実行していくために策定するものです。

(2) 計画期間

今回の災害から7年後の姿を見据えながら、豪雨災害からの復旧・復興に向け、段階的かつ着実に取り組めます。ただし、7年以上の長期的な視点で取り組むべき課題もあることから、2025年度以降も継続して取り組んでいきます。

○復旧期：生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤、インフラ等の復旧を重点的に実施していく期間(概ね3年)

○復興期：継続的な復旧事業に取り組むとともに、新たな魅力と活力ある地域を創生することで、被災する前以上に元気で幸せなまちを目指していく期間(概ね7年)

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
復旧期			復興期			

(3) 計画の位置付け

復興計画の策定に当たっては、市政の計画的運営の指針となる第4次呉市長期総合計画との整合を図るとともに、今後策定する予定の第5次呉市長期総合計画(仮称)も見据えながら、未来につながる計画として策定していきます。

3 施策の体系

(1) 住まいと暮らしの再建

被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻せるよう、心のケアや、孤立防止などの見守り支援、また、地域の実情を踏まえた生活の質を高める住宅再建支援など、切れ目のない総合的な支援を行います。

主な取組

- 被災者支援
 - ▶生活支援、見守り、心のケア
 - 子ども・子育て家庭の支援
 - ▶児童生徒の心のケア
 - ▶子どもと子育て家庭のサポート
 - 廃棄物・土砂処理
 - ▶損壊家屋撤去、災害廃棄物等の処理
- ・地域支え合いセンターによる生活相談・見守り支援
 - ・スクールカウンセラーの派遣による児童生徒の心のケア
 - ・損壊家屋の解体・撤去
 - ・災害土砂の撤去

(2) 災害に強い安全・安心なまちづくり

市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを進めるため、国、県等と連携しながら、ハード面(砂防・治山堰堤整備や河川・道路改良等)の改良復旧・強じん化・機能強化とソフト面(防災教育や防災知識の普及等)の充実を図ります。

また、都市基盤とまちづくりが一体となった、多重防御や多重避難などの地域の仕組みづくりを進めていきます。

主な取組

- 土木施設の強じん化
 - ▶土木・農業基盤の復旧・強化
 - 上下水道施設の強じん化
 - ▶上下水道復旧・強化
 - 交通対策
 - ▶公共交通の強じん化・渋滞対策
- ・市道、河川の早期復旧及び改良復旧
 - ・農道・水路等農業用施設の早期復旧及び改良復旧
 - ・上下水道施設の本復旧及び強じん化の推進
 - ・幹線道路、公共交通機関の復旧及び強じん化の推進
 - ・呉駅周辺地域総合開発における総合交通拠点機能等の強化の検討

(3) 産業・経済の復興

地域の産業・経済が活力を取り戻すため、早期復興に向けた取組に対する支援を進めるとともに、中小企業、女性、若者の創意工夫で時代を先取りする産業を創造できる環境を整備するなど、地域の産業・経済の更なる活性化に取り組めます。

主な取組

- 産業支援
 - ▶中小企業支援
 - ▶観光支援
 - ▶農水産業支援
- ・グループ補助金の中小企業支援策に関する取組
 - ・観光需要の回復に向けた観光関連団体、企業等と連携したプロモーションの展開
 - ・被災農業者向け経営体育成支援

(4) 今後の防災・減災に向けた取組

今回の豪雨災害を受けて、地域の防災力向上のため、例えば災害遺構の保全などによる次世代への災害の経験や教訓の継承、啓発活動などを図り、防災・減災意識の維持・向上を図ります。

主な取組

- 防災・減災意識の維持・向上
 - ▶次世代への継承、避難体制の強化等
- ・広島県と連携した避難行動等の検証
 - ・市民防災力の向上
 - ・防災・減災教育教材の整備、復興ツーリズムの検討
 - ・新たな避難所の検討

4 地区計画

特に大きな被害のあった地区について、地域住民等と意見交換を行いながら復旧・復興への取組方針となる地区計画を作成します。

※地区計画については、31年度策定予定

- (1) 天応地区(天応地区)
- (2) 安浦地区(安浦中央地区、中畑・下垣内地区、市原地区)
- (3) その他の地区(検討中)

5 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

復興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、復興総室及び8つのプロジェクトチームが連携して復興計画の着実な実行を行います。

【災害復興本部】

- 被災者支援プロジェクト
- 子ども支援プロジェクト
- 廃棄物・土砂処理プロジェクト
- インフラ強靱化(土木)プロジェクト
- インフラ強靱化(上下水道)プロジェクト
- 交通対策プロジェクト
- 産業支援プロジェクト
- 市民防災プロジェクト

(2) 市民や多様な主体との連携

市民、関係団体、学識経験者等の意見を聞きながら計画を着実に実行するとともに、国・県等と相互に連携・情報共有を図りながら計画を推進します。

6 その他

- ・復興計画には、被災状況等も盛り込む予定です。
- ・復興計画の策定に当たって、今後、地域住民との意見交換やパブリックコメントを実施する予定です。
- ・地区計画の策定に当たって、地域住民の意向を踏まえた地区計画とするため、地域住民参加によるワークショップを開催する予定です。